

最近の判例から**中古住宅のガラス戸の不具合と告知義務**

(東京高判 平八・三・七 判例集未登載)

田中 稔

中古住宅の買主が、購入物件にガラス戸が

ひとりでに開閉する不具合があるとして、売主と媒介業者に対し損害賠償を求めたが、その不具合は日常生活に格別の支障を来す程度の瑕疵ではなく、かつ、売主は買主に内見の機会を与えたにもかかわらず、買主が自ら払うべき注意義務を尽くさなかつたために発見できなかつたものであるとして、請求を棄却した事例。(東京高裁、平成八年三月七日判決、判例集未登載)

受領した。

本件建物は、Y₁が昭和五八年建築業者Aに注文して建築したもので、当初から一階和洋室及び二階和室のガラス戸を開けようとする、ひとりでに開閉する不具合があつた。しかし、Y₁は、格別の支障がなかつたので、そのまま使用していた。

Y₁は、本件売買にあたり、中古住宅であるので、現状有姿を条件とし、内見に応じることにした。

買主Xは、平成五年六月一二日元付業者Y₂、客付業者Y₃の媒介で、売主Y₁から流山市の中古の土地付住宅(土地一三七・六三m²、建物八九・四三m²、築十年)を代金三二八〇〇万円で買い受け、同年八月二五日引渡しを受けた。Y₃はXから手数料一〇五万円を

気付き、Y₂、Y₃を通じてY₁と交渉し、Y₁は一〇〇万円の負担を申し出たが、Xは、これを不服として、Y₁、Y₂、Y₃に対し共同不法行為による損害賠償六六六万円余を求めて提訴した。

二 原審の判断

第一審(東京地判平七・一・三〇、判例集未登載)は、

- (1) 本件建物は築十年の中古住宅で、Y₁は本件不具合に気付いていたが、日常生活に特段の支障を来すものではなかつたので、修繕することなく使用し、本件売買もXに内見させた上で、現状有姿の状態で売り渡したものであるから、Y₁に本件不具合について積極的にXに告知する義務があつたとは言えないし、
- (2) Y₂、Y₃は本件不具合を認識しておらず、また本件売買は現状有姿の状態での中古住宅の売買であり、Xは内見しているのであるから、Y₂、Y₃に独自に調査義務があつたとは認められないとして、Xの請求を棄却した。

Xは、これを不服として控訴した。

Xは、入居当日、本件ガラス戸の不具合に

三 控訴審の判断

これに対し、控訴審は次のとおり判断し、Xの控訴を棄却した。

(1) 本件瑕疵は、日常生活に格別の支障を来す程度のものでない。

(2) Y₁の告知義務については、(1)一般に売主は「買主の生命、身体又は財産を害するおそれのある重大な物理的な瑕疵」について告知義務があるが、(2)売買代金は両者の交渉によるものであり、この程度に達しない瑕疪で売主が買主に建物を見る機会を与える、買主が容易に発見できるものは、売主が偽計等を用いて買主の瑕疪の発見等を妨げる行為をしない限り、売主は告知義務違反の責任を負うものではないとし、(3)本件については、Y₁が内見の機会を与えるXの点検を拒んでいない以上、Xの内見が不十分であったとしても、Y₁に告知義務違反はない。

(3) Y₂及びY₃の調査説明義務については、(1)建物に関する物理的瑕疪は、宅建業法二十五条一、二項所定の重要な事項に含まれるのでなく、(2)宅建業者は、建物の構造等に関する専門的知識を法律上要求されておらず、買主の生命、身体又は財産を害するお

そのある重大な物理的瑕疪が存在し、しかもこれを知るに至ったような場合は別にして、建物の物理的瑕疪の存在を買主に調査確認すべき義務を負うものではなく、また業者は売主と買主の両者を公正に扱うべき立場に立つことが求められており、瑕疪の買主に対する告知は売主に不利益となり業者の立場に反することになるから、業者に告知説明義務はない」とし、(3)本件瑕疪は、日常生活に若干支障を来す程度で容易に発見できるものであり、Xが内見の機会を与えられているのに瑕疪に気付かず契約を締結したのは、Xが自ら払うべき注意義務を尽くさなかつたものであり、Y₂、Y₃に責任の転嫁を求めるることは許されない。

(4) Y₁の瑕疪担保責任については、本件瑕疪は日常生活に格別の支障を来るものではなく、内見によって容易に発見し得るものであるから、Xに過失がないとはいはず、「隠れたる瑕疪」といふことはできない。

(5) Y₃の債務不履行責任については、Y₃の調査説明義務違反は認められない。

四 まとめ

本件は、Xの瑕疪に対する立証が不十分なため、判決に影響が出たように思われる。

(調査研究部調査役)